

令和 5 年 2 月 招 集

定 例 会 会 議 録

君津郡市広域市町村圏事務組合議会

令和5年2月君津郡市広域市町村圏事務組合議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
出席議員	3
欠席議員	3
説明のため出席した者の職氏名	3
職務のため出席した者の職氏名	3
開会及び開議	4
議長の報告	4
議事日程の決定	5
日程第1 議席の指定	6
日程第2 会期の決定	6
日程第3 会議録署名議員の指名	7
管理者挨拶	7
日程第4 副管理者の選挙	7
日程第5 議案上程	8
日程第6 提案理由の説明	9
日程第7 議案審議	10
管理者挨拶	18
閉会	18
署名議員	19

君津郡市広域市町村圏事務組合告示第1号

令和5年2月君津郡市広域市町村圏事務組合議会定例会の招集について
令和5年2月君津郡市広域市町村圏事務組合議会定例会を次のとおり招集する。

令和5年1月18日

君津郡市広域市町村圏事務組合管理者 渡辺 芳 邦

記

- 1 開催日時 令和5年2月10日（金） 午後2時
- 2 場 所 君津市久保2丁目13番1号
君津市役所9階議会全員協議会室

○応招・不応招議員

応招議員（12名）

1番	田中	幸子	君	2番	重城	正義	君
3番	大村	富良	君	4番	石井	宏子	君
5番	三浦	章	君	6番	保坂	好一	君
7番	高橋	恭市	君	8番	石井	志郎	君
9番	山田	重雄	君	10番	粕谷	智浩	君
11番	榎本	雅司	君	12番	根本	駿輔	君

不応招議員（なし）

出席議員 12名

1番 田中 幸子 君 2番 重城 正義 君
3番 大村 富良 君 4番 石井 宏子 君
5番 三浦 章 君 6番 保坂 好一 君
7番 高橋 恭市 君

(高橋恭市君が副管理者に選任されたため、君津郡市広域市町村圏事務
組合規約第6条第2項の規定により、小泉義行君が組合議員に就任)

7番 小泉 義行 君 8番 石井 志郎 君
9番 山田 重雄 君 10番 粕谷 智浩 君
11番 榎本 雅司 君 12番 根本 駿輔 君

欠席議員 なし

説明のため出席した者の職氏名

管 理 者	渡 辺 芳 邦 君	副 管 理 者	高 橋 恭 市 君
監 査 委 員	鴫 田 源 一 君	会 計 管 理 者	嶋 野 光 弘 君
事 務 局 長	中 村 伸 一 君	総 務 課 長	長 谷 川 秀 明 君
企 画 財 政 課 長	奈 良 和 大 和 君	会 計 課 長	長 谷 川 秀 明 君
		児 童 発 達 支 援 セ ン タ ー 所 長	藤 寄 勉 君

職務のため出席した者の職氏名

書 記 長	鈴 木 伸 房	書 記	室 武 頭
書 記	分 目 琢 也		

○議長(三浦章君) 本日は、たいへんお忙しい中ご出席賜りまして、誠にありがとうございます。
ございます。

本日、広報掲載のため議場内の写真撮影の申し出があり、これを許可しましたので、
ご了承願います。

○議長(三浦章君) ここで、新たな組合議会議員を紹介いたします。

本年、2月4日をもって副管理者の任期満了により当組合の議員になりました高橋恭
市君です。

次に、昨年、11月15日付けで、袖ヶ浦市議長となり当組合の議員となりました榎
本雅司君を紹介いたします。

榎本雅司君、挨拶をお願いいたします。

○(榎本雅司君) ただいまご紹介にあずかりました、袖ヶ浦市の榎本雅司でございます。

皆様のご指導、また、ご鞭撻のほどをお願い申し上げましてご挨拶とさせていただきます。
ます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長(三浦章君) 同じく、昨年11月15日付けで、袖ヶ浦市議会より当組合議員に
選出されました根本駿輔君を紹介いたします。

根本駿輔君、挨拶をお願いいたします。

○(根本駿輔君) あらためまして、ただいまご紹介にあずかりました、根本駿輔でござ
います。

本圏域の発展のため精一杯取り組んでまいりますのでよろしくお願いいたします。

○議長(三浦章君) 以上で紹介を終わります。

◎開会及び開議 午後2時00分

○議長(三浦章君) ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しておりますので、こ
れより令和5年2月君津郡市広域市町村圏事務組合議会定例会を開会し、本日の会議を
開きます。

◎議長の報告

○議長(三浦章君) 日程に入るに先立ちまして、諸般の報告をいたします。

地方自治法第292条の規定により準用する、同法第121条の規定により、議長の出席要求に対する出席者は、別紙印刷物によりご了承願います。

次に、監査委員から地方自治法第292条の規定により準用する、同法第199条第9項の規定により、令和4年度定期監査報告書等の提出があり、お手元に配布してあります。

以上で、諸般の報告を終わります。

次に、管理者より、令和5年1月23日付けをもって議案の送付があり、これを受理いたしましたのでご報告いたします。なお、議案につきましては、お手元に配布のとおりでございます。

◎議事日程の決定

○議長(三浦章君) 次に、本日の日程につきましては、会議規則第19条の規定により、印刷配布してございます。その順序に従いまして会議を進めてまいりますので、ご了承願います。

(参 照)

議 事 日 程	令和5年2月10日 午後2時00分 開会
日程第1	議席の指定
日程第2	会期の決定
日程第3	会議録署名議員の指名
日程第4	副管理者の選挙
日程第5	議案上程
日程第6	提案理由の説明
日程第7	議案審議 (議案第1号ないし議案第7号)

◎日程第1 議席の指定

○議長(三浦章君) 日程第1、議席の指定を行います。

会議規則第3条の規定により高橋恭市君を7番に、榎本雅司君を11番に、根本駿輔君を12番に指定いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長(三浦章君) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。会期につきましては、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三浦章君) ご異議ないものと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎日程第3 会議録署名議員の指名

○議長(三浦章君) 日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、1番田中幸子君、12番根本駿輔君を指名いたします。

◎管理者挨拶

○議長(三浦章君) ここで管理者から、招集の挨拶があります。

渡辺管理者。

○管理者(渡辺芳邦君) 皆さん、こんにちは。本日ここに、令和5年2月組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、公務ご多忙中にもかかわらず、ご出席を賜り誠にありがとうございます。

今回の定例会に提出いたします案件は、お手元の議案目録のとおり、7議案となります。内容につきましては、後ほど提案理由の説明の際に申し上げることといたしますが、十分にご審議をいただき、全議案とも原案どおり議決賜りますようお願い申し上げ、招集の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長(三浦章君) 以上で、管理者の挨拶は終わりました。

◎日程第4 副管理者の選挙

○議長(三浦章君) 日程第4、副管理者の選挙を行います。

現在、副管理者が空席となっておりますので選挙を行うものであります。

組合規約第8条第2項の規定により、副管理者は組合議会において、関係市長の内からこれを選挙することとされております。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条に、投票による選挙と指名推選による方法がありますが、従来例により、指名推選により行いたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三浦章君) 異議ないものと認め、指名推選により選出することに決定いたしました。どなたか副管理者の指名をお願いいたします。

石井宏子君。

○(石井宏子君) 副管理者につきましては、富津市の高橋市長が当組合の副管理者として最適者でございます。よって、富津市の高橋市長を副管理者に推薦いたします。以上です。

○議長(三浦章君) ただいま、石井宏子君より、高橋恭市君を、副管理者に推薦する発言がありましたが、他に指名はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三浦章君) 他に指名がないようですので、お諮りいたします。

ただいま指名のありました高橋恭市君を、副管理者の当選人と定めることに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三浦章君) ご異議ないものと認めます。よって、高橋恭市君が副管理者に当選されました。高橋恭市君に当選を告知いたします。

高橋恭市君は、ただちに副管理者の席にお着き願います。

○議長(三浦章君) ここで、当選されました高橋恭市君に承諾の挨拶をお願いいたします。

高橋恭市君。

○副管理者(高橋恭市君) ただいま、皆様方のご推挙によりまして、君津郡市広域市町村圏事務組合副管理者に当選をさせていただき感謝を申し上げます。

副管理者として、渡辺管理者のもと本圏域の更なる発展のため、誠心誠意努力してまいりますのでどうぞ今後ともよろしく願いいたします。ありがとうございました。

○議長(三浦章君) 以上で、副管理者の承諾の挨拶は終わりました。

なお、副管理者に高橋恭市富津市長が当選されましたので、組合規約第6条第2項の規定により、富津市の小泉義行副市長が組合議員に就任いたします。

議席につきましては、空席となっております7番を指定いたします。

小泉義行君は、入場してください。

◎日程第5 議案上程

○議長(三浦章君) 日程第5、議案上程を行います。

送付されました議案第1号ないし議案第7号を、一括上程いたします。なお、議案の朗読につきましては、省略いたしますので、ご了承願います。

(参 照)

君広総第596号

令和5年1月23日

君津郡市広域市町村圏事務組合議会

議 長 三 浦 章 様

君津郡市広域市町村圏事務組合

管理者 渡 辺 芳 邦

令和5年2月組合議会定例会に係る議案の送付について

令和5年2月10日開会の組合議会定例会に係る下記の議案を送付いたします。

記

- 議案第1号 令和4年度君津郡市広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第3号）
- 議案第2号 令和5年度君津郡市広域市町村圏事務組合一般会計予算
- 議案第3号 君津郡市広域市町村圏事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
- 議案第4号 君津郡市広域市町村圏事務組合一般職の職員の定年引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第5号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第6号 君津郡市広域市町村圏事務組合監査委員の選任について
- 議案第7号 君津郡市広域市町村圏事務組合監査委員の選任について
-

◎日程第6 提案理由の説明

○議長(三浦章君) 次に、日程第6、提案理由の説明を求めます。

渡辺管理者。

○管理者(渡辺芳邦君) それでは、提案理由のご説明を申し上げます。

本日、ご提案をいたしました案件は、議案第1号から第7号までの7議案でございます。

以下、その案件につきまして、順次、提案理由のご説明を申し上げます。

初めに、議案第1号 令和4年度君津郡市広域市町村圏事務組合一般会計補正予算第3号でございますが、歳入歳出予算の総額に、それぞれ、2千169万4千円を減額し、補正後の予算総額をそれぞれ、6億876万6千円にしようとするものでございます。

次に、議案第2号 令和5年度君津郡市広域市町村圏事務組合一般会計予算でございますが、歳入歳出予算の総額を、それぞれ6億1千721万3千円に定めようとするものでございます。前年度の当初予算と比較いたしますと、382万5千円の減額、率では、0.6%の減となっております。

次に、議案第3号 君津郡市広域市町村圏事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてでございますが、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、新たに条例を整備しようとするものでございます。

次に、議案第4号 君津郡市広域市町村圏事務組合一般職の職員の定年引上げに伴う関係

条例の整備に関する条例の制定についてでございますが、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、本組合の一般職の職員の定年を引き上げるため、関係条例の整備をしようとするものでございます。

次に、議案第5号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてでございますが、令和4年の人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告を踏まえ、本組合の一般職の職員等の給与の額を改定するため、並びに地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、60歳を超える職員の給与の取扱いに関する特例を設ける等のため、関係条例の整備をしようとするものでございます。

次に、議案第6号 君津郡市広域市町村圏事務組合監査委員の選任についてでございますが、君津郡市広域市町村圏事務組合監査委員鴛田源一氏が令和5年2月16日をもって任期満了となるため、同氏を再度選任しようとするものでございます。

最後に、議案第7号 君津郡市広域市町村圏事務組合監査委員の選任についてでございますが、君津郡市広域市町村圏事務組合議会選出の監査委員が欠けていることから、榎本雅司氏を選任しようとするものでございます。

なお、細部につきましては、事務局長から補足説明を申し上げますので、十分ご審議のうえ、原案どおり、可決、同意賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。よろしく、お願いいたします。

◎日程第7 議案審議

○議長(三浦章君) 以上で、提案理由の説明が終わりましたので、日程第7議案審議を行います。初めに、議案第1号 令和4年度君津郡市広域市町村圏事務組合一般会計補正予算(第3号)を議題といたします。事務局の補足説明を求めます。

中村事務局長。

○事務局長(中村伸一君) 議案第1号 令和4年度君津郡市広域市町村圏事務組合一般会計補正予算(第3号)について、補足説明申し上げます。別冊、令和4年度君津郡市広域市町村圏事務組合補正予算書(第3号)の1ページをご覧ください。

今回の補正第3号は、既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ2千169万4千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億876万6千円にしようとするものでございます。

それでは始めに、歳入についてご説明をいたします。6ページをお開きください。一番上の表、1款、1項、3目児童福祉施設給付費負担金1千292万8千円の減につきましては、きみつ愛児園の今年度の児童の出席率が新型コロナウイルスの影響等で対前年度比約5%低下したことに伴い、給付費負担金の収入が当初の見込みを下回ることとなったことから減額するものでございます。次に、その下の表、2款、1項、3目診療所使用料300万円の減につきましては、夜間急病診療所の受診者数が当初の想定ほど伸びず、診療報酬による収入も見込みを下回ることとなったことから減額するものでございます。次に、その下の表、3款、1項、2目地域外来・検査センター県委託金490万9千円の減につきましては、圏域内におきましても発熱患者を受け入れる医療機関が増加してきたことにより、今年度のPCR検査センター開設日数が現時点で5日間と当初の見込みを大幅に下回ったため、県委託金が減額となるものでございます。

続きまして、歳出の主なものについてご説明いたします。7ページをご覧ください。2款、1項、1目一般管理費250万6千円の減につきましては、今年度職員の病気療養等による休職がなく会計年度任用職員を確保する必要がなかったことから人件費の一部を減額するものでございます。次に、8ページをお開きください。下段の表、3款、2項、1目児童福祉総務費575万円の減につきましては、育児休業中の職員の休業期間延長により生じた一般職人件費の執行残を減額しようとするものでございます。次に、9ページをご覧ください。一番上の表、2目児童福祉施設費891万6千円の減につきましては、会計年度任用職員が確保できなかったことによる人件費及び園児送迎バス購入に伴う入札執行差金等を減額しようとするものでございます。次に、その下の表の三段目、4款、1項、4目地域外来・検査センター事業費490万9千円の減につきましては、歳入でご説明したとおり、PCR検査センターの開設日数が大幅に減少したことに伴い、事業経費を減額しようとするものでございます。次に、一番下の表、5款、1項、1目予備費208万3千円の増につきましては、歳入補正額から歳出補正額を差し引いた額について増額するものでございます。

なお、10ページ以降に補正予算給与費明細書を掲載してございますので、後ほどご覧いただければと存じます。

私からの補足説明は、以上です。

○議長(三浦章君) 補足説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑ございますか。

(発言する者なし)

○議長(三浦章君) 質疑がございませんので、討論を行います。

討論ございますか。

(発言する者なし)

○議長(三浦章君) 討論もございませんので、採決を行います。

議案第1号 令和4年度君津郡市広域市町村圏事務組合一般会計補正予算(第3号)を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○議長(三浦章君) 挙手全員であります。よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号 令和5年度君津郡市広域市町村圏事務組合一般会計予算を議題といたします。事務局の補足説明を求めます。

中村事務局長。

○事務局長(中村伸一君) 議案第2号 令和5年度君津郡市広域市町村圏事務組合一般会計予算について補足説明を申し上げます。別冊の令和5年度君津郡市広域市町村圏事務組合予算書の1ページをご覧ください。

第1条は、令和5年度歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億1千721万3千円に定めようとするものでございます。第2条は、歳出予算の流用につきまして、地方自治法第220条第2項但し書きの規定に基づき、流用できる経費の範囲を定めるものでございます。5ページ、6ページをご覧ください。歳入歳出予算事項別明細書の総括表でありますが、令和4年度の当初予算額と比較しますと、382万5千円の減となっております。

それでは、予算の内容についてご説明いたします。初めに、歳入の主なものについて、ご説明いたします。7ページをご覧ください。一番上の表、1款、1項、1目関係市負担金4億5千412万1千円は、説明欄に記載の6業務に充当させていただくものですが、前年度、令和4年度と比較して、2千789万2千円の増額となっております。これは、退職補充ができていなかったきみつ愛児園の職員体制を改善するため、正規職員の保育士、看護師を採用したことによる人件費の増及び夜間急病診療所並びに二次待機施設の委託料単価を見直したことに伴う委託料の増などが主な要因でございます。次に、その下、3目児童福祉施設給付費負担金1億189万1千円は、児童発達支援センター

園児に係る給付費負担金で、補正予算でもご説明したとおり現在の出席状況を基に算出しまして、対前年度1千334万円の減となっております。次に、その下の表、下段、2款、1項、3目診療所使用料1千800万円は、令和2年度以降、新型コロナウイルスの影響等により夜間急病診療所の受診控えが続いているなか、現状を踏まえ診療報酬の収入を算出し、対前年度336万9千円の減としたところでございます。8ページをお開きください。上から二番目の表、4款、1項、1目繰越金4,000万円は、令和4年度の収支見込みにおいて、児童福祉施設給付費負担金及び診療所使用料の減額が見込まれることなどから対前年度1千500万円の減となっております。

続きまして、歳出の主なものについてご説明いたします。9ページをご覧ください。二番目の表、2款、1項、1目一般管理費1億685万8千円は、人件費や組合ネットワーク機器のリース料等が主なものでございます。10ページをお開きください。表の一番下、6目財産管理費907万4千円につきましては、事務所及び公用車管理費で対前年度510万円の増となっております。これは、事務所外壁のシーリング劣化に伴い東側、北側壁面からの雨漏りが酷くなったために実施する改修工事及び電気料高騰に伴う光熱水費の増が主な理由でございます。12ページをお開きください。上の段3款、2項、1目児童福祉総務費1億5千278万7千円につきましては、対前年度747万6千円の増となっております。先ほど歳入でご説明いたしました、きみつ愛児園職員体制の改善に伴う一般職人件費の増額などによるものでございます。その下2目児童福祉施設費6千647万6千円につきましては、対前年度1千999万6千円の減となっておりますが、これは前年度、園児送迎バスの購入費を予算計上していたことによるものでございます。13ページをご覧ください。上の表三段目、4款、1項、3目救急急病医療事業費2億3千785万円につきましては、夜間急病診療所及び二次待機施設業務の令和5年度委託料単価を見直したため、対前年度583万円の増となっております。

なお、14ページから16ページにかけて関係市負担金の内訳を、17ページ以降に給与費明細書を掲載してございます。

私からの補足説明は、以上です。

○議長(三浦章君) 補足説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑ございますか。

(発言する者なし)

○議長(三浦章君) 質疑がございませんので、討論を行います。

討論ございますか。

(発言する者なし)

○議長(三浦章君) 討論もございませんので、採決を行います。

議案第2号 令和5年度君津郡市広域市町村圏事務組合一般会計予算を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○議長(三浦章君) 挙手全員であります。よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号 君津郡市広域市町村圏事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてを議題といたします。事務局の補足説明を求めます。

中村事務局長。

○事務局長(中村伸一君) 議案第3号 君津郡市広域市町村圏事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についての補足説明を申し上げます。議案書、1ページをお開きください。

本条例につきましては、令和3年5月に個人情報の保護に関する法律が改正され、地方公共団体にも法が一律に適用されることに伴い、現行の君津郡市広域市町村圏事務組合個人情報保護条例を廃止するとともに、個人情報取扱事務の届出等に関する規定や開示請求、審査請求時の取扱い等、法で委任された事項及び条例で定めることが認められた事項など、現行の個人情報の取扱いを維持しながら必要な事項を規定する条例を新たに制定しようとするものでございます。

改正内容でございますが、第1条で趣旨、第2条で定義、第3条で個人情報ファイルの記載事項等を、2ページをお開きください。第4条で開示請求の手続き、第5条で手数料等を定めております。3ページをご覧ください。第6条、第7条で訂正や利用停止の手続き、第8条、第9条で組合審査会への諮問、第10条で運用状況の公表を定めております。4ページをお開きください。附則第1条で施行日を令和5年4月1日とし、附則第2条で現行の個人情報保護条例を廃止、附則第3条で廃止に伴う経過措置を規定しております。なお、次ページ附則第4条、附則第5条において、個人情報保護法の制定等に伴う文言整理・経過措置として指定管理者の手続きに関する条例を改正しております。

新旧対照表につきましては、議案参考資料の1ページに掲載してございますので、後

ほどご覧ください。

私からの補足説明は、以上です。

○議長(三浦章君) 補足説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑ございますか。

(発言する者なし)

○議長(三浦章君) 質疑がございませんので、討論を行います。

討論ございますか。

(発言する者なし)

○議長(三浦章君) 討論もございませんので、採決を行います。

議案第3号 君津郡市広域市町村圏事務組合個人情報保護に関する法律施行条例の制定についてを原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○議長(三浦章君) 挙手全員であります。よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号 君津郡市広域市町村圏事務組合一般職の職員の定年引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。事務局の補足説明を求めます。

中村事務局長。

○事務局長(中村伸一君) 議案第4号 君津郡市広域市町村圏事務組合一般職の職員の定年引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について補足説明を申し上げます。議案書、7ページをお開きください。

始めに、今回の条例制定の背景でございますが、少子高齢化の加速及び生産年齢人口の減少が続く中、質の高い行政サービスを維持していくためには、高齢層職員を戦力として、その能力及び経験を本格的に活用することができるよう、所要の環境整備を行う必要がございます。このような中、国家公務員については定年が段階的に引き上げられるとともに、組織全体としての活力の維持や高齢期における生活設計の支援などを図るため、役職定年制や60歳以降の給料月額7割措置、新たな再任用制度等が設けられたところでございます。これを受け、地方公務員も国の取扱いに準じて、地方公務員法の一部が改正され、定年が段階的に引き上げられることから関係する7条例について、改正又は廃止しようとするものでございます。

改正の内容でございます。第1条は、職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正で、役職定年制が創設されたため60歳に到達した管理職が、非管理職に降給・降任する事由と手続を追加するものです。8ページをお開きください。第2条は、職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正で、減給の効果として役職定年者の取扱いを追加するものです。続く第3条は、君津郡市広域市町村事務組合職員の定年等に関する条例の一部改正で、本条例のメインとなる改正であり、職員の定年を60歳から65歳に改正し、定年引上げに伴う新たな制度である定年前再任用短時間勤務職員についての規定を整備するとともに、定年に関する経過措置を附則に規定するものでございます。第1章で総則、第2章で定年を65歳にするなどの定年制度、9ページ下段の第3章で管理監督職定年を60歳にするなどの管理監督職勤務上限年齢、11ページ中段の第4章で定年前再任用短時間勤務職員の任用について規定しており、12ページ附則第3項、第4項では、段階的に定年を引き上げる経過措置と職員への情報提供、意思確認について規定してございます。下段の第4条は、職員の育児休業等に関する条例の一部改正で、育児休業等のできない職員として特例により役職定年の適用を延長した管理職を追加するものでございます。13ページ第5条の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正及び第6条、人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正につきましては、いずれも引用している地方公務員法の条項が変更となったため改正を行うものでございます。第7条の職員の再任用に関する条例の廃止につきましては、地方公務員法から現行の再任用職員制度の規定が削除されたことから廃止するものであります。続きまして、14ページ改正附則でございますが、附則第1条で本条例は令和5年4月1日から施行することとしますが、60歳の前年度に行う情報提供及び勤務意思の確認に関する事項については、公布の日から施行することを、附則第2条以下では勤務延長や再任用の経過措置等を規定しております。

なお、新旧対照表につきましては、議案参考資料の2ページから17ページに掲載してございますので、後ほどご覧ください。

私からの説明は、以上でございます。

○議長(三浦章君) 補足説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑ございますか。

(発言する者なし)

○議長(三浦章君) 質疑がございませんので、討論を行います。

討論ございますか。

(発言する者なし)

○議長(三浦章君) 討論もございませんので、採決を行います。

議案第4号 君津郡市広域市町村圏事務組合一般職の職員の定年引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○議長(三浦章君) 挙手全員であります。よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。事務局の補足説明を求めます。

中村事務局長。

○事務局長(中村伸一君) 議案第5号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。議案書、20ページをお開きください。

本条例につきましては、管理者の提案理由のとおり令和4年の人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告を踏まえ、一般職の職員及び会計年度任用職員等の給与の額等を改定するとともに、地方公務員法の一部改正に伴い、60歳を超える職員及び定年前再任用短時間勤務職員の給与等について特例及び規定を整備するため、関係する3条例についてまとめて改正するものでございます。

改正の内容でございますが、第1条は、職員の給与に関する条例の一部改正で、令和4年の人事院勧告等を踏まえ一般職の職員の勤勉手当の支給率及び給料表の見直しを行うため改正しようとするものでございます。26ページをお開きください。第2条につきましては、第1条と同じく職員の給与に関する条例についての改正でございますが、施行日等が異なることから別の条としております。こちらの改正につきましては、職員の定年引上げ及び地方公務員法の改正を踏まえ、60歳を超える職員の給与を60歳時の7割水準に改めるほか、定年前再任用短時間勤務職員の給与等の規定の整備及び等級別基準職務表の見直しをするため、改正しようとするものでございます。29ページをお開きください。第3条君津郡市広域市町村圏事務組合任期付職員の採用等に関する条例の一部改正及び第4条君津郡市広域市町村圏事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、令和4年の人事院勧告等を踏まえ、任

期付き職員及び会計年度任用職員の給与の額等を改定するものでございます。34ページをお開きください。条例の施行につきましては、第1条は令和4年4月1日に遡り適用し、その他につきましては、令和5年4月1日から施行するものとしております。

また、新旧対照表につきましては、議案参考資料の18ページから39ページに掲載してございますので、後ほどご覧ください。

私からの補足説明は、以上です。

○議長(三浦章君) 補足説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑ございますか。

(発言する者なし)

○議長(三浦章君) 質疑がございませんので、討論を行います。

討論ございますか。

(発言する者なし)

○議長(三浦章君) 討論もございませんので、採決を行います。

議案第5号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○議長(三浦章君) 挙手全員であります。よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号 君津郡市広域市町村圏事務組合監査委員の選任についてを議題といたします。人事案件でございますので、質疑、討論を省略いたしまして直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三浦章君) ご異議ないものと認め、採決を行います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(三浦章君) 鵜田監査委員。

○監査委員(鵜田源一君) 議案第6号、これにつきましては私に係る案件でございますので退席の許可を、お願いをいたします。

○議長(三浦章君) 鵜田監査委員の退席を許可します。

○議長(三浦章君) 議案第6号 君津郡市広域市町村圏事務組合監査委員の選任についてを原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○議長(三浦章君) 挙手全員であります。よって、議案第6号は原案のとおり同意することに決定いたしました。鴫田監査委員の入場を許可します。

ここで、ただいま監査委員に選任されました鴫田監査委員にご挨拶をお願いします。
鴫田監査委員。

○監査委員(鴫田源一君) ただいま、皆様方のご同意をいただきまして、君津郡市広域市町村圏事務組合監査委員として、再任をさせていただきました。深くお礼を申し上げます。平成27年2月から監査委員をさせていただいております。今後も適正かつ正確な監査に努めてまいりますので、皆様のご支援ご協力をよろしくお願い申し上げます。簡単ではございますが、就任の挨拶にかえさせていただきます。ありがとうございます。

○議長(三浦章君) 次に、議案第7号 君津郡市広域市町村圏事務組合監査委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により11番、榎本雅司君の退席を求めます。

○議長(三浦章君) 議案第7号については、人事案件でございますので、質疑、討論を省略いたしまして直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三浦章君) ご異議ないものと認め、採決を行います。

議案第7号 君津郡市広域市町村圏事務組合監査委員の選任についてを原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○議長(三浦章君) 挙手全員であります。よって、議案第7号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。11番、榎本雅司君の入場をお願いします。

ここで、ただいま監査委員に選任されました榎本雅司君に就任のご挨拶をお願いいたします。

榎本雅司君。

○監査委員(榎本雅司君) ただいま、皆様方のご同意をいただきまして、君津郡市広域市町村圏事務組合の監査委員に選任をいただきまして、誠にありがとうございます。今後、組合の監査委員として、職務の重要性を十分認識いたしまして、厳正かつ公正に職責を全うしていきたいと考えております。つきましては、皆様方のご協力をお願いいた

しまして、簡単ではございますが、監査委員就任のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長(三浦章君) 以上をもちまして、本日の日程を全て終了いたしました。

◎管理者挨拶

○議長(三浦章君) ここで閉会にあたりまして、管理者から挨拶があります。

渡辺管理者。

○管理者(渡辺芳邦君) 閉会に際しましてご挨拶申し上げます。議員の皆様には、慎重なるご審議をいただき、誠にありがとうございました。お陰様をもちまして、提出いたしました全議案とも原案どおり議決をいただきまして、重ねてお礼を申し上げます。本組合の運営につきまして、今後とも皆様のご支援、ご協力をお願い申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長(三浦章君) 以上で、管理者の挨拶は終わりました。

◎閉 会

○議長(三浦章君) これをもちまして、令和5年2月君津郡市広域市町村圏事務組合議会定例会を閉会といたします。ご苦労さまでございました。

午後2時46分 閉会